# 別表１：評価項目及び評価基準

工事名：県営向陽台団地第1・2工区昇降機設備工事

| 分類 | 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
|---|---|---|---|---|
| 企業の技術力<br>5.0点 | 工事成績平均点【注1】 | （1.0点） | 86点以上 | 1.0 |
| | | | 83点以上86点未満 | 0.8 |
| | | | 80点以上83点未満 | 0.5 |
| | | | 65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する | 0.3 |
| | | | 65点未満又は市町村等発注工事の実績なし | － |
| | 施工実績【注2】 | （1.4点） | 昇降速度60m/分以上の施工実績が2件ある | 1.4 |
| | | | 昇降速度42m/分以上の施工実績が2件ある | 0.7 |
| | | | 上記以外 | － |
| | 近隣での工事実績<br>田川市内での工事実績 | （0.4点） | 平成23年度以降に参加条件を満たす工事実績を有する | 0.4 |
| | | | 上記以外 | － |
| | 企業育成<br>近年における福岡県建築都市部発注の機械器具設置工事の受注状況【注3】 | （0.8点） | 令和3年度以降に600万円以上の工事を受注していない | 0.8 |
| | | | 令和5年度以降に600万円以上の工事を受注していない | 0.5 |
| | | | 施工中又は落札後契約手続中の600万円以上の工事がない | 0.3 |
| | | | 上記以外 | － |
| | 品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況【注4】<br>①ISO9001<br>②ISO14001（若しくは『ｴｺｱｸｼｮﾝ21』の認証） | （0.6点） | ①と②の認証の両方を取得済み | 0.6 |
| | | | ①又は②の認証を取得済み | 0.3 |
| | | | 上記以外 | － |
| | 工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点 | （0.8点） | 福岡県内に主たる営業所がある | 0.8 |
| | | | 上記以外 | － |
| 配置予定技術者の技術力【注5】<br>5.0点 | 同種工事（申請）の工事成績【注6】 | （1.4点） | 86点以上 | 1.4 |
| | | | 83点以上86点未満 | 1.1 |
| | | | 80点以上83点未満 | 0.7 |
| | | | 65点以上80点未満又は市町村等発注工事の実績を有する | 0.4 |
| | | | 65点未満又は市町村等発注工事の実績なし | － |
| | 施工実績【注2】 | （1.4点） | 昇降速度60m/分以上の施工実績がある | 1.4 |
| | | | 昇降速度30m/分以上の施工実績がある | 0.7 |
| | | | 上記以外 | － |
| | 配置予定技術者の資格の有無<br>1級国家資格等の保有の有無を評価する【注7】 | （0.6点） | 1級国家資格等を有する | 0.6 |
| | | | 上記以外 | － |
| | 経験年数【注8】 | （0.6点） | 6年以上 | 0.6 |
| | | | 3年以上6年未満 | 0.3 |
| | | | 3年未満 | － |
| | 配置予定技術者のヒアリング<br>【質問の理解度・有効性・具体性】<br>内容（工事期間中における安全対策について） | （1.0点） | A評価 | 1.0 |
| | | | B評価 | 0.5 |
| | | | 上記以外 | － |
| 加算点合計 | 10.0点 | | | |
| 施工体制の評価<br>1.0点 | 施工体制評価点【注9】 | （1.0点） | 低入札価格調査基準比較価格以上で応札 | 1.0 |
| | | | 低入札価格調査基準比較価格未満で応札 | － |
| 合計 | 11.0点 | | | |

【注1】平成23年度から令和7年度に竣工した福岡県が発注した機械器具設置工事の工事成績評定点（共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均点（加重平均）とする。ただし、前記において対象工事がない場合は、平成22年度から令和6年度に竣工した国土交通省九州地方整備局が発注した機械設備工事を対象（加重平均）とする。いずれも該当なき場合は、平成23年度以降に竣工した市町村等発注工事で、1200万円以上の機械器具設置工事の実績で申請されたものを評価する。（市町村等発注工事とは県内市町村、（公財）福岡市施設整備公社又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく県内住宅供給公社が発注する工事とする。以下同じ。）

【注2】平成23年度以降に元請（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る）又は一次下請として竣工した昇降機（建築基準法施行令第129条の3第1項第1号記載のエレベーターに限る。）の新設、更新に係る機械器具設置工事を施工した実績（ただし、「配置予定技術者の技術力」においては、現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。）とし、当該工事において設置した1台あたりの昇降速度により評価する。なお、更新とは、構成設備全体の撤去及び新設をしたものに限る。

【注3】令和9年1月25日（月）までに元請として落札した工事を対象とする。

【注4】評価の対象は、入札参加申込期限日において有効であり、認証登録範囲に昇降機の設計施工に関する事項が含まれているものとする。

【注5】配置予定技術者の申請が複数ある場合は、最も評価の低い者を評価の対象とする。

【注6】申請のあった工事実績のうち、平成23年度以降に竣工した福岡県が発注した機械器具設置工事又は国土交通省九州地方整備局が発注した機械設備工事の工事成績とする。いずれも該当なき場合は、平成23年度以降に竣工した市町村等発注工事で、1200万円以上の機械器具設置工事の実績で申請されたものを評価する。（現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者として従事した工事に限る。ただし、担当技術者の場合は、従事期間が工期又は監理技術者、監理技術者補佐若しくは主任技術者の専任を要する期間の50%以上の工事に限るものとし、かつ1ランク下位の評価とする。）

【注7】1級国家資格等とは、技術士（技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものに限る。）とするもの）、又は監理技術者及び昇降機等検査員資格両方の資格をともに保有するものとする。なお、監理技術者とは機械器具設置工事業について監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有するものをいう。

【注8】平成23年度以降竣工の機械器具設置工事に従事した通算年数(従事した日数の合計を365で除したもの)とする。ただし、元請、下請を問わず、請負金額は1200万円以上とし、現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事した工事に限る。

【注9】入札時に、入札者が低入札価格調査基準比較価格以上で応札した場合に加点を行う。入札者が低入札価格調査基準比較価格未満で応札した場合は加点しない。